



2021年11月30日

## 海事産業強化法に基づく基盤強化計画の認定取得について

株式会社名村造船所は、子会社の佐世保重工業株式会社（以下、佐世保重工業）及び函館どつく株式会社（以下、函館どつく）とともに『海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律』（海事産業強化法）に基づき創設された『事業基盤強化計画の認定制度』にグループ事業基盤強化計画を申請し、11月30日付で国土交通大臣の認定を取得いたしました。

本制度では、造船（修繕も含みます）・舶用分野においては、造船・舶用事業者が作成する生産性向上や事業再編等の計画を認定・支援し、海運分野においては、海運事業者等と造船事業者が共同で作成する環境負荷低減、安全、省力化の要件を満たす船舶の導入計画を認定・支援して、船舶の供給側と需要側の両面からの総合的な施策により好循環を創出するために創設されたものです。認定を受けた造船事業者は、各種支援措置の申請が可能となります。

新造船事業において、当社及び函館どつくは、環境規制や低・脱炭素化など社会的要請に対して積極的に応えるかたちで、重油に代わる舶用代替燃料であるLNG、LPG、アンモニアを燃料とする船舶、排ガス規制を大幅にクリアする船舶など、環境に配慮した船舶の開発・建造を推進してまいります。

また、当社は、2021年7月29日公表した「水素燃料電池船と船舶用ステーションの開発」など将来的な海上輸送分野でのゼロエミッション化につながる取組にも挑戦を続けます。

さらに、デジタル技術を駆使した生産現場のモニタリングを含む様々な施策を加速させ、設計・調達・建造のコストダウン及び品質の向上を実現してまいります。将来的には、工場内のあらゆる現象をデジタル空間で再現し、建造のシミュレーションやモニタリングを詳細に行うことにより生産性の高い造船所を目指します。

佐世保重工業、函館どつく函館造船所及び室蘭製作所の3か所を拠点とする修繕船事業においては、これまで以上に各拠点の人材、設備、技術などの向上を図り、立地の優位性と3拠点合計11基の船渠・上架船台を活かして、従来の艦艇修繕に加え今後ニーズが高まる巡視船、米艦艇、LNG船、大型客船、フェリー、サプライボート、さらには北海道の水産業に必要な漁船をも主要対象船種とするなど、ラインナップの強化に努めてまいります。

当社グループは、今回の認定を機に、いっそう事業基盤を強化し、顧客及び社会の期待に応える製品・サービスを提供し続けます。

ご参考：国土交通省 事業基盤強化計画・特定船舶導入計画（海事産業強化法）ページ

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk5\\_000068.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html)

<本件に関するお問い合わせ先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15-12

株式会社名村造船所 経營業務本部 企画部

E-mail: Gn\_Info@namura.co.jp

TEL : 03-6324-4971 FAX : 03-6324-1999